



地球温暖化防止実行計画の概要

本町では、地球温暖化対策として、平成18年度から平成22年度までの5年間における温室効果ガス（主に二酸化炭素）の排出抑制計画を策定しています。

この計画は、本町が行う事務事業活動で排出する二酸化炭素の量を算定し、この排出量を削減する取り組みなどを策定したものです。

しかし、最終年度の平成22年度では削減目標に届かなかったため、第1期の実行計画を延長し、今後5年間（平成23～27年度）の実行計画を策定しました。

計画の対象は、今までと同じく、役場庁舎、病院、中学校、クリーンセンターをはじめバスや普通車両などを対象としています。

なお、基準年次（平成15年度）の排出実績は表1、排出構成割合はグラフ1のとおりです。

削減目標

平成15年度の総排出量を平成27年度までに2.2%削減することを目標としています。

行動計画

削減目標達成のための代表的な取り組みとしては次のとおりです。

二酸化炭素の総排出量

平成15年度 6,646 t

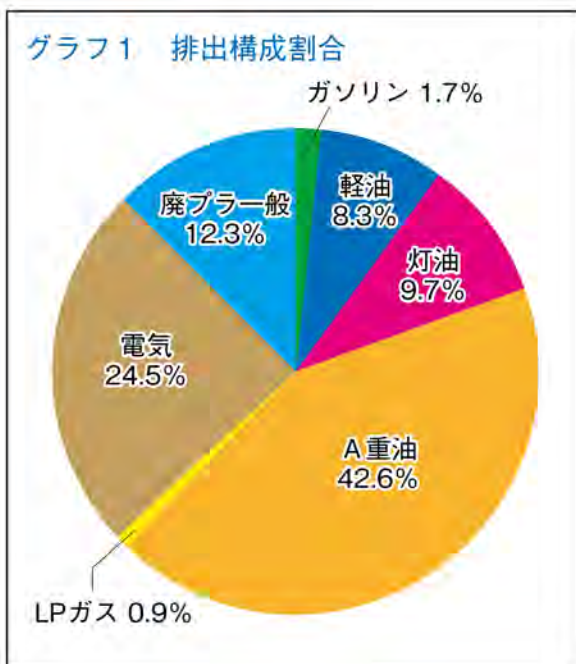
2.2%削減

平成27年度 6,500 t

表1 二酸化炭素の排出実績

項目	使用量	排出量
ガソリン	49,656 l	115t
軽油	211,183 l	533t
灯油	258,382 l	643t
A重油	1,044,715 l	2,831t
LPガス	9,321 l	59t
電気	4,298,890kwh	1,625t
廃プラ焼却	306 t	820t
合計		6,646t

グラフ1 排出構成割合



- 暖房温度の適正管理（事務室は19℃を目安）
- こまめな電気の点灯・消灯とエコドライブの実践
- 省資源
- 再生紙の購入と使用
- 日常的な節水の励行
- ごみの減量化
- 分別排出の徹底

- リサイクル可能な物品の購入
 - 環境への配慮
 - エコマークなどの表示がある製品の購入
 - 啓発活動
 - プラスチック類ごみの分別方法の周知
- 排出削減対策には、これといった決定打はありませんが、全職場が地道に実践していきます。

また、地球温暖化防止のため、各家庭では省エネルギー、省資源、ごみの減量化をお願いします。

なお、計画書は左記窓口へ配置していますので問い合わせください。

■問い合わせ/役場企画財政課
企画調整係（2階16番窓口）
☎485-2111 内線221

土地・家屋や軽自動車の 名義を変更される方へのお知らせ



■土地・家屋の場合

①すでに登記されている土地や家屋の所有者（名義人）を変更する場合は、釧路地方法務局（☎0154-31-5000代）で登記の変更をしてください。

なお、登記をされていない家屋については、役場で手続きしてください。

12月31日までに手続きが完了すると、来年度から固定資産税の納税義務者が変更になります。

②相続登記をされる場合で、その手続きが遅れる場合には、相続人の中から、来年度以降固定資産税を代表して納めていただく方を相続人関係者と話し合いの上、決めてください。手続きの用紙は郵送します。

■問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑧番窓口☎485-2111内線152）

■軽自動車の場合

車種	手続き(申告)場所・問い合わせ	手続きに必要なもの
原動機付自転車 ・125cc以下のバイク ・ミニカー など	役場税務課税務係（1階⑧番窓口 ☎485-2111内線153）	・新所有者の認印 ・標識 （ナンバープレート） ・標識交付証明書
小型特殊自動車 ・農耕作業用（トラクターなど） ・その他特殊作業用（ホイルローダーなど）		
軽四輪自動車 ・660cc以下の軽四輪車 軽二輪車 ・125ccを超え250cc以下のバイク	釧路軽自動車協会 釧路市鳥取大通6丁目1番1号 （☎0154-51-0745）	譲渡による名義変更・ 廃車・住所変更などは、 左記に問い合わせください。
二輪の小型自動車 ・250ccを超えるバイク	北海道運輸局釧路運輸支局 釧路市鳥取大通6丁目2番13号 （☎0154-51-2521）	

破損などがあれば
ご連絡ください！



住所案内板

丁目表示板

本町では、標茶市街地の各箇所に丁目や地番を表示した「住所案内板」と「丁目表示板」を設置しています。破損している物を見かけましたら、下記へ連絡をお願いします。

住居表示板は付いていますか？



住居表示板

本町では、分かりやすく探しやすい住所や土地・建物の表示を目指し、

平成7年度から住居表示事業（字名変更、地番改正）を行っており、平成20年度までに市街地区全域の事業を終えています。

事業が終了した市街地区の方には、「住居表示板」の設置をお願いしていますが、住宅の新築やはがれ・紛失された場合は、新しい住居表示板をお渡しますので、下記に連絡してください。

なお、貼り付けの際は、門柱や玄関など、来訪者が見やすい位置への設置をお願いします。

問い合わせ／役場管理課土地情報係（1階⑥番窓口☎485-2111内線144）